

自立支援センターには、年齢制限があるのか・・・

酒で2度生保切ったが、3回目は？ Dさんはどこへ??

最近、聞かれたこと 三つ まとめてお伝えします

生活保護(居宅)を申請する前に、仮の居場所を確保して、求職活動をしてみたいという人は、思ったより多そうで、「自立支援センターに入るのに、年齢制限はあるのか」と聞かれました。

施設定員との兼ね合いはありますが、現在は利用者が少ないようなので、求職活動をする意欲があり、病気などで働けない状態になれば、年齢に関係なく利用可能なようです。

「2〜3時間の仕事でも確保して、収入の不足分を生活保護で足してもらおう方が、気が楽だ」と考えている人は挑戦してみるのもいいでしょう。ただし、努力してもダメだったら、生活保護(居宅)を申請して、気長に求職活動する方針に切り替えることが肝要です。

「酒のことで、告げ口されて、2度、生活保護の辞退書を書いた、3度目は、可能か」、「酒のことで、周囲に迷惑をかけたか、家賃滞納したりしませんでしたか」と聞くと「そんなことは、なかった。ただ、耳元で女の声がする。医者には一度行ったが、酒をやめる位なら死んだ方がましだ、あとは行っていない」正確ではありませんが、こんなやりとりがありました。

「アルコール依存」は、病気です。治す努力が求められます。幻聴があるなら、なおさらです。幻聴はなくなる場合となくならない場合があるようですが、なくなる場合でも、幻聴とつきあう術を身につけ、平穩に生活できるようにすることが、ご本人にとって必要なことだと思われまます。

完全断酒が全うできるかどうかは別にして、「努力」する意志は持つべきだと思います。人ごとではなく、自分の身のためです。「酒をやめる位なら死んだ方がましだ」と言っている人に、余計なお世話でしょうが、3度目の生保申請は、可能です。ただし、「病気の治療は受ける」ことの意味表明くらいは求められます。方便ではなく、自分自身のために・・・。

「5月末に、夜間宿所の階段から落ちたと伝え聞いたDさんの姿が、その後見ええない。どうなったかわかるだろうか」14日に聞いてみたところ、同じ時期に、救急搬送が一件ありますが、その人はHさんで、Dさんではない。救急搬送に至らなかった場合は、記憶に頼ることになるので、更に調べてもらっているところ。心当たりのある人、情報提供をよろしく。

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゆくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゆく かりご やせいかつ せいかつ
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそудんしよ しこうそう かま さき ちいき ない かんしゆくりょうしゃ やかんしゆくしりょうしゃ ちくない のじゆく
市立更生相談所(市更相)は、釜ヶ崎(あいらん地域)内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしよ そудん
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そудん い まえ ぼん やかんしゆくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ね と
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか しりつこうせいそудんしよ
大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることになります。

2) 施設相談

にち さんしょくふ ろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとくりょう せいかつ りょう そудん くだ
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そудんしつ そудん
最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。市更相に持っていきましょう。
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいかつ ほ ごほうがい えんじよ
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりよく かいふく か ど いんしゅ いぞん わる せいかつしゅうかん かいぜん
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいかつ ほ ご なか きょたく ほ ご しんせい
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。
ばあい いりょうそудん しせつ そудん きょたく ほ ご そудん しょくいん つた ひつよう
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。
おおさかし せいかついこうしえんじぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいかつ ひ しきゅう
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く
注記: 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くことになります。